

潟上市 第3期障害福祉計画

平成24年3月

秋田県潟上市



目 次

1 基本理念等	
① 法令根拠	1
② 趣旨	1
③ 基本理念	1
2 基本目標と計画期間	
① 基本目標	2
② 計画期間及び見直しの時期	2
3 計画の位置づけ	3
4 障がい者（児）の状況	
① 人口の推移	4
② 身体障がい者（児）の状況	5
③ 知的障がい者（児）の状況	7
④ 精神障がい者（児）の状況	8
5 障がい福祉サービス全体像・サービス体系	
① 全体像	9
② 障がい福祉サービスの体系	10
6 目標の実現に向けた施策の方向	
① 福祉施設の入所者の地域生活への移行	12
② 精神障がい者の地域生活への移行	13
③ 福祉施設利用者の一般就労への移行	15
7 分野別方策と見込量	
① 訪問系サービスの充実	16
② 日中活動系サービスの充実	18
③ 居住系サービスの充実	22
④ 地域生活支援の充実（障がいに関する事業）	24
8 資料編（用語説明）	31

1

基本理念等

①法令の根拠

障害者自立支援法第 88 条

②趣旨

障害者自立支援法に基づき、障がい者が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう障害福祉サービス等の必要量及びその提供体制の確保に関する基本的事項を定めるものです。

③基本理念

「健やかで安心して暮らせる、健康と福祉のまちづくり」

障がいのある人が地域の中で自立して、自分らしく暮らしていけるよう、障がいのある人の能力を活かした生活を支援することが求められています。

そのためには、だれもが障がいのある人の主体性・自主性を尊重し、障がいのある人が地域の中で、自立しながら安心して暮らすことができるよう、総合的な支援体制を構築しなければなりません。

潟上市では、障がいのあるすべての人が地域の中で自立して生活できるよう、潟上市障害者計画で掲げられた「健やかで安心して暮らせる、健康と福祉の町」という基本理念のもとに、障害者自立支援法に基づき、従来の障がい福祉サービスの再編を図り、各障がいに共通する一元的なサービス提供体制の構築を図ります。とくに、相談支援や移動・コミュニケーション等の地域生活支援事業、就労支援に重点的に取り組みます。

2

基本目標と計画期間

① 潟上市は、前述の基本理念に基づき次の4つの基本目標を設定します。

- 基本目標 1 訪問系サービスの充実
- 基本目標 2 日中活動系サービスの充実
- 基本目標 3 居住系サービスの充実
- 基本目標 4 地域生活支援の充実

② 計画期間及び見直しの時期

1) 計画期間

第1期障害福祉計画

始期：平成18年10月1日

終期：平成21年3月31日

第2期障害福祉計画

始期：平成21年4月1日

終期：平成24年3月31日

第3期障害福祉計画

始期：平成24年4月1日

終期：平成27年3月31日

2) 見直し時期

平成26年度において、第4期障害福祉計画に係る必要事項の見直しを行い、第4期障害福祉計画を策定します。

3 計画の位置づけ

潟上市障害福祉計画は、障害者自立支援法第88条において策定を定められており、国の基本方針に即し、障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画と定義されています。

「潟上市障害福祉計画」は「潟上市障害者計画」の中のサービス基盤整備計画として位置付けられます。

● 「潟上市障害福祉計画」と「潟上市障害者計画」の関係 ●

障害者計画

- 障害者基本法第9条の3
- 計画期間：中長期（概ね5～10年程度）
- 多分野にわたる計画（広報啓発、相談・情報提供、保健・医療・福祉サービス、教育、雇用・就業、スポーツ・レクリエーション・文化活動、バリアフリー・福祉のまちづくり、防犯・防災対策など

障害福祉計画

- 障害者自立支援法（第88条）に基づく、障がい福祉サービス等の確保に関する実施計画
- 計画期間：3年を1期とする
- 障害者計画の中にある、障がい福祉サービス・相談支援の種類ごとの必要量の見込み及び確保の方策、地域生活支援事業の実施に関する事項等を定める計画

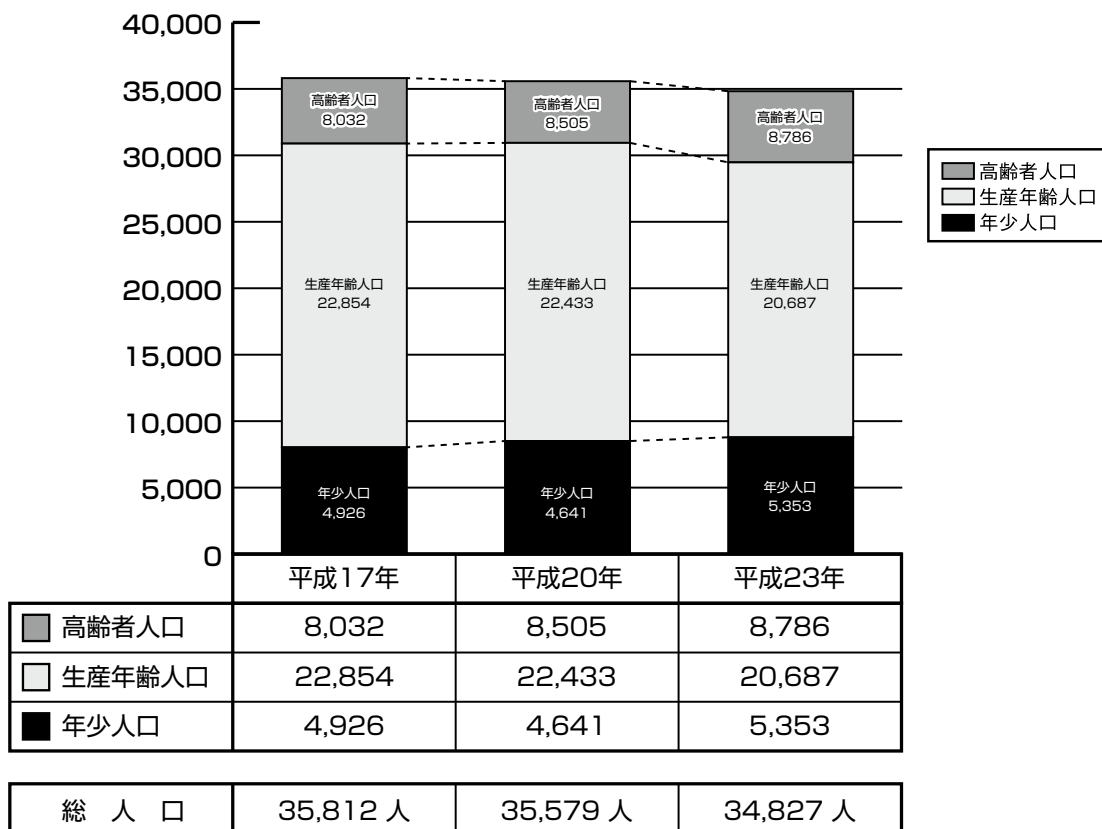
4

障がい者（児）の状況

①人口の推移

潟上市の人口は減少傾向で推移しており、人口構成をみると、生産年齢人口が年々減少している一方で、年少人口及び高齢者人口は増加していますが、全体的には高齢化の進行がうかがえます。

人口の推移



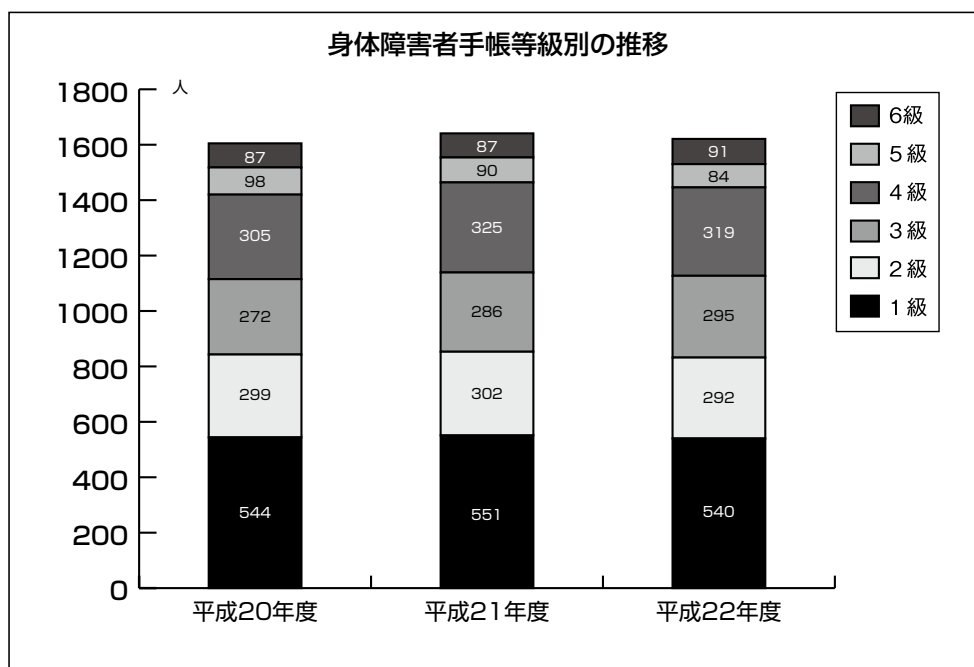
(H23.3.31)

②身体障がい者（児）の状況

身体障がい者（児）は、年々増加傾向にあります。平成20年度では1,605人でしたが、平成22年度では1,621人と2年間で約1%の増加になっています。また、60歳以上が全体の83.8%で、障がい別では1級と2級をあわせると全体の半数を超えています。

身体障害者手帳所持者数の推移

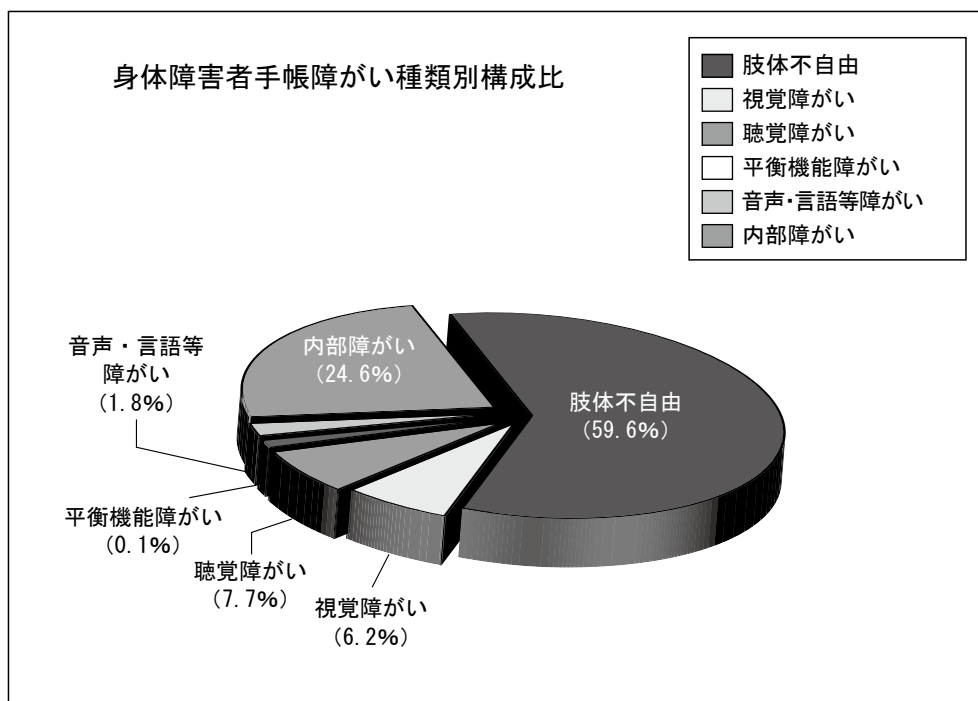
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	年代内訳(平成22年度)		
				0-17歳	18-59歳	60歳以上
1級	544	551	540(33.3%)	14	85	441
2級	299	302	292(18.0%)	5	39	248
3級	272	286	295(18.2%)	4	51	240
4級	305	325	319(19.7%)	2	36	281
5級	98	90	84(5.2%)	0	17	67
6級	87	87	91(5.6%)	1	8	82
計	1,605	1,641	1,621	26	236	1,359



障がい種類別では、肢体不自由が966人で半数以上を占めており、次いで、内部障がい
が398人となっております。内部障がいの内訳では、心臓機能障がい
が264人と圧倒的に多く、次いでじん臓機能障がい
が60人です。

障がい等級別身体障害者手帳所持者数の推移（平成23年3月現在）

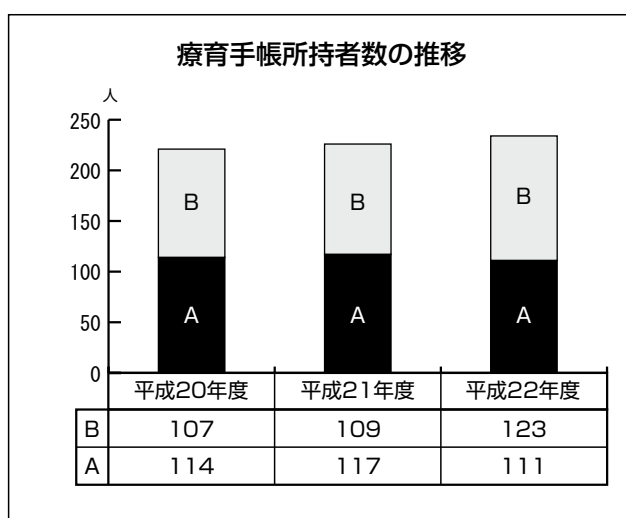
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計	割合
肢体不自由	227	227	183	228	69	32	966	59.6%
視覚障がい	32	29	8	8	15	9	101	6.2%
聴覚障がい	7	28	21	19	0	50	125	7.7%
平衡機能障がい	0	0	1	0	0		1	0.1%
音声・言語等障がい	0	4	20	6			30	1.8%
内部障がい	274	4	62	58			398	24.6%
心臓機能障がい	213	2	41	8			264	
じん臓機能障がい	55	1	2	2			60	
呼吸器機能障がい	4	1	16	6			27	
膀胱直腸等障がい	0	0	3	40			43	
小腸機能障がい	0	0	0	1			1	
肝臓機能障がい	2	0	0	1			3	
計	540	292	295	319	84	91	1,621	



②知的障がい者（児）の状況

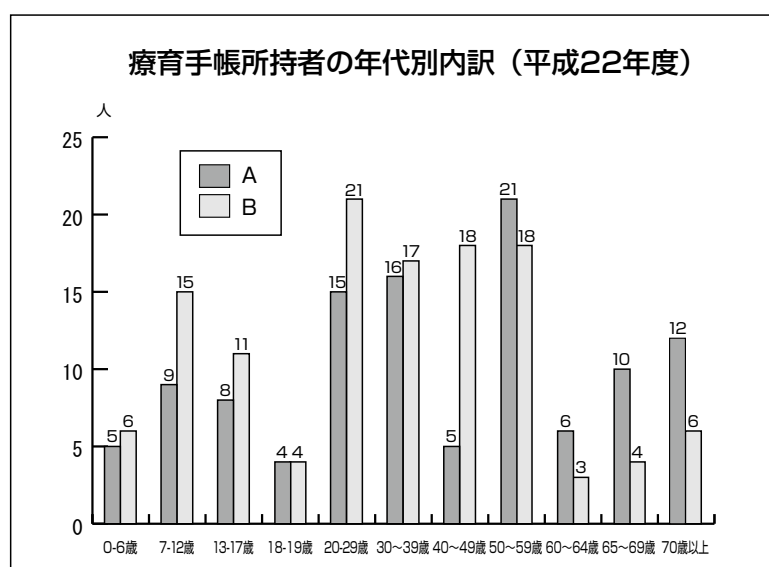
知的障がい者（児）へ交付される療育手帳の所持者数は平成20年度では221人、21年度では226人、平成22年度は234人と若干増加の状態にあります。また、療育手帳A（最重度・重度）は111人、療育手帳B（中度・軽度）は123人となっています。

また、年代別では18歳未満が54人、18歳以上が180人となっており、内訳は以下のとおりとなっています。



年齢別療育手帳所持者（22年度）

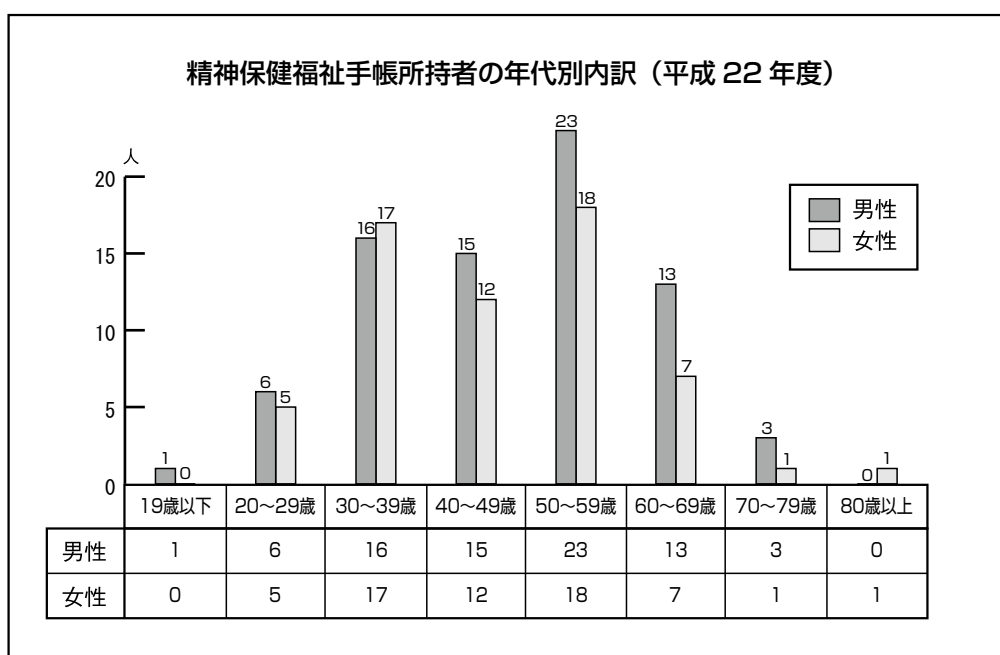
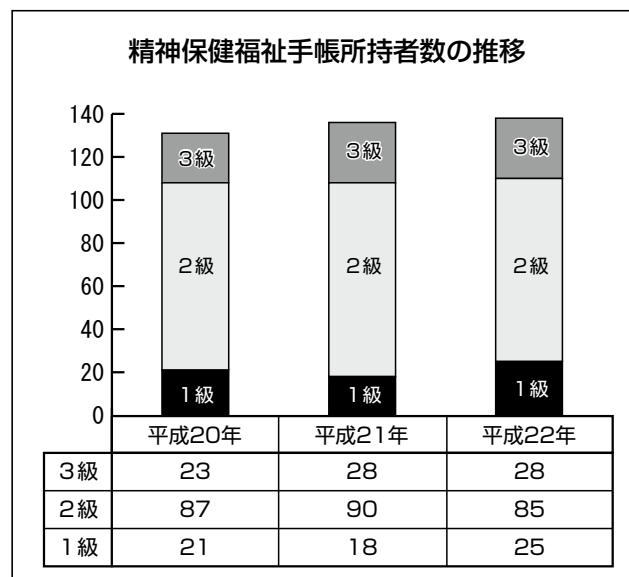
	障害等級		
	A	B	
0～6歳	5	6	11
7～12歳	9	15	24
13～17歳	8	11	19
18～19歳	4	4	8
20～29歳	15	21	36
30～39歳	16	17	33
40～49歳	5	18	23
50～59歳	21	18	39
60～64歳	6	3	9
65～69歳	10	4	14
70歳以上	12	6	18
計	111	123	234



③精神障がい者（児）の状況

精神保健福祉手帳所持者数は増加傾向にあり、平成20年度131人、平成21年度136人、平成22年度は138人で、障がい等級別では、1級が25人、2級が85人、3級が28人の計138人になっています。

年代別では50歳未満が72人、50歳以上が66人となっており、内訳は以下の表になっています。

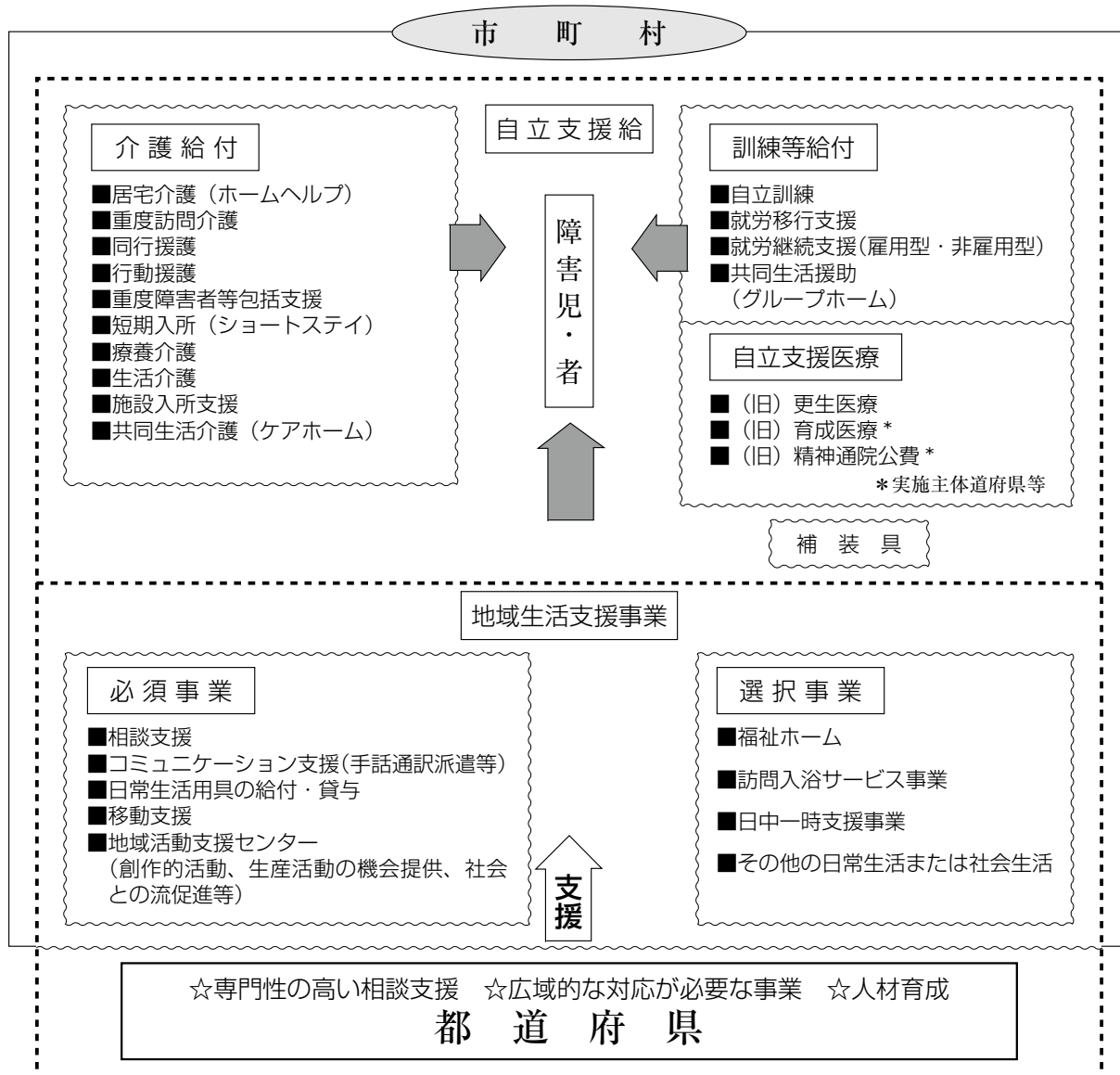


5 障がい福祉サービス全体像・サービス体系

①全体像

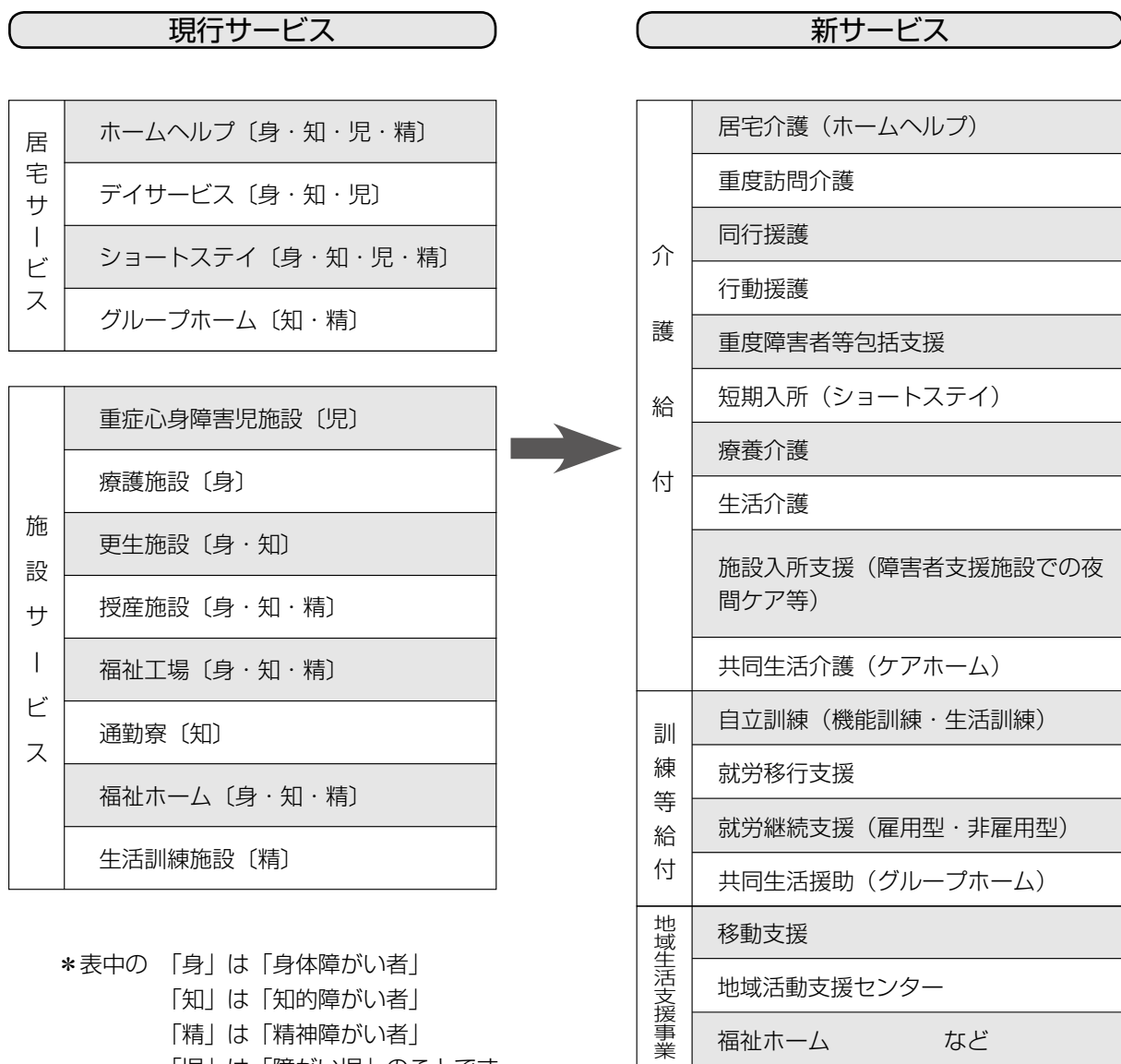
支援費制度の財政的行き詰まり等、障がい者保健福祉政策上の様々な課題を踏まえ、新たなしくみのもと障がい者の自立を支援するため、平成17年10月に「障害者自立支援法」が成立しました。この障害者自立支援法に基づく新たなサービス体系は下図のとおりであり、市町村が主体となって、障がい者の自立支援に必要な介護給付サービスや、就労支援、地域生活移行に関わるサービスを、一元的に提供するしくみとなっています。障害福祉計画は、こうした障がい福祉サービス等の確保を目的とした実施計画といえます。

障害者自立支援法による自立支援システムの全体像



②障がい福祉サービスの体系

従来の障がい福祉サービスは、障がい種別ごとに複雑な体系に分かれていました。障害者自立支援法の成立により、33種類に分かれていた施設体系が再編され、あわせて「地域生活支援」「就労支援」のための事業や、重度の障がい者を対象としたサービスが創設されるなど、障がい者に関わるサービスは新たな体系に再編されています。



新体系への移行は、平成24年3月まで。

訪問系サービス—在宅で訪問を受けたり、通所などで利用するサービスです。

給付の種類	サービスの名称	内 容
介護給付	居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で入浴や排せつ、食事などの介助をします。
	重度訪問介護	重度の障がいがあり常に介護が必要な人に、自宅で入浴や排せつ、食事などの介助や外出時の移動の補助をします。
	同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等につき、外出時において、当該障がい者に同行し、移動に必要なサービスを提供します。
	行動援護	知的障がいや精神障がいにより行動が困難で常に介護が必要な人に、行動するとき必要な介助や外出時の移動の補助をします。
	重度障害者等包括支援	常に介護が必要な人の中でも介護が必要な程度が非常に高いと認められた人には、居宅介護などの障がい福祉サービスを包括的に提供します。

日中系サービス—入所施設等で昼間の活動を支援するサービスを行います。

給付の種類	サービスの名称	内 容
介護給付	療養介護	医療の必要な障がい者で常に介護が必要な人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護や世話をします。
	行動援護	常に介護が必要な人に、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会を提供します。
	短期入所（ショートステイ）	家で介護を行う人が病気などの場合、短期間、施設へ入所出来ます。
訓練等給付	就労移行支援	就労を希望する人に、一定の期間における生産活動やその他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練をします。
	就労継続支援（雇用型・非雇用型）	通常の事業所で働くことが困難な人に、就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練をします。

居住系サービス—入所施設等で住まいの場におけるサービスを行います。

給付の種類	サービスの名称	内 容
介護給付	共同生活介護（ケアホーム）	共同生活場所で入浴や排せつ、食事の介護などが受けられます。
	施設入所支援	施設に入所する人に、入浴や排せつ、食事の介護などをします。
訓練等給付	共同生活援助（グループホーム）	地域で共同生活を営む人に、住居における相談や日常生活上の援助をします。

6

目標の実現に向けた施策の方向

①福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活へ移行を進める観点から、入所施設に入所している人のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホームやケアホーム、一般住宅等に移行することが見込まれる人の数を設定しています。

目標値の設定にあたっては、国の指針に基づいて、平成17年10月1日時点の施設入所者数の3割が地域生活に移行するとともに、これにあわせて平成26年度末の施設入所者数を平成17年10月1日時点の施設入所者数から1割以上削減することとして算定しています。

本市では、平成23年10月現在、施設入所者数は79人ですが、平成21年以降新規に施設入所した人は16人おります。入所者の地域移行の目標とともに、特別支援学校卒業生や障がい程度の変化等により新たに施設入所支援が必要な人もおり、情報提供や相談支援体制の充実により、個々の生活実態・介護実態に合わせたサービスの提供が必要です。

* 地域生活への移行とは、入所施設の入所者が施設を退所し、生活の拠点をグループホーム・ケアホーム・福祉ホーム・公営住宅等の一般住宅へ移した人をいう。(家庭復帰を含む)

②精神障がい者の地域生活への移行

入院中の精神障がい者の地域移行については、退院可能な人の把握が困難なため、参考として下記の秋田県の数値を計上します。

【参考1】（※秋田県障害福祉課作成）

市町村別精神障がい者の推計

（平成23年3月31日現在）
（人）

市町村名	人 口		精神医療患者数				精神障害者保健福祉手帳 所持者数			
			入院			通院	1級	2級	3級	合計
	H23.3.31 現在	割合 (対県人口)	全入院 患者数	医療保護 入院等患者数	任意入院 患者数	自立支援医療 受給者数				
鹿角市	35,103	3.19%	123	17	106	332	47	123	22	192
大館市	79,734	7.26%	279	79	200	816	57	239	51	347
小坂町	6,079	0.55%	22	3	19	91	16	26	5	47
計	120,916	11.01%	424	99	325	1,239	120	388	78	586
北秋田市	36,968	3.36%	129	30	99	390	53	118	24	195
上小阿仁村	2,821	0.25%	10	2	8	29	3	19	0	22
計	39,789	3.62%	139	32	107	419	56	137	24	217
能代市	59,985	5.46%	210	56	154	510	61	182	40	283
三種町	19,430	1.77%	68	22	46	132	13	47	11	71
藤里町	3,925	0.35%	14	4	10	50	3	16	2	21
八峰町	8,521	0.77%	30	5	25	61	16	22	4	42
計	91,861	8.36%	322	87	235	753	93	267	57	417
男鹿市	32,560	2.96%	114	67	47	370	45	82	18	145
潟上市	34,863	3.17%	122	51	71	309	25	81	20	126
五城目町	10,974	0.99%	38	20	18	80	10	24	6	40
八郎潟町	6,724	0.61%	24	7	17	43	4	10	3	17
井川町	5,512	0.50%	20	10	10	22	5	3	0	8
大潟村	3,312	0.30%	12	4	8	9	0	2	1	3
計	93,945	8.55%	330	159	171	833	89	202	48	339
由利本荘市	85,761	7.81%	300	131	169	926	68	167	24	259
にかほ市	27,999	2.55%	98	40	58	214	16	48	7	71
計	113,760	10.36%	398	171	227	1,140	84	215	31	330
大仙市	90,406	8.23%	316	255	61	655	78	213	55	346
仙北市	30,216	2.75%	106	72	34	220	37	69	27	133
美郷町	22,093	2.01%	77	66	11	137	18	56	14	88
計	142,715	13.00%	499	393	106	1,012	133	338	96	567
横手市	100,253	9.13%	350	185	165	819	83	293	62	438
計	100,253	9.13%	350	185	165	819	83	293	62	438
湯沢市	52,077	4.74%	182	107	75	466	32	132	43	207
羽後町	17,321	1.57%	61	29	32	108	12	23	10	45
東成瀬村	2,859	0.26%	10	2	8	14	2	2	2	6
計	72,257	6.58%	253	138	115	588	46	157	55	258
秋田市	322,092	29.34%	1,115	637	478	2,717	316	840	263	1,419
計	322,092	29.34%	1,115	637	478	2,717	316	840	263	1,419
総計	1,097,588	100%	3,830	1,901	1,929	9,520	1,020	2,837	714	4,571

《人数の算出方法》

- ①精神科病院月報の在院患者数（H23.3.31）を用いて、各市町村人口割合により《市町村別全入院患者数》を算出
- ②精神科病院月報の医療保護入院患者数（H23.3.31）を用いて、保健所実績報告（H23.3.31現在）の市町村別医療保護入院患者数割合により《市町村別医療保護入院等患者数》を算出
- ③《任意入院患者数》については①から②を差し引くことにより算出

【参考2】

○平成22年度全県の精神科病院退院者数（H22.4月～H23.3月）

4,654人（精神科病院月報集計値）

○平成22年6月1ヶ月の退院患者数（退院時の状況別）（※出典：精神保健福祉資料）

家庭復帰	GH・CH・社会 復帰施設等	高齢者福祉施設	転院	死亡	その他	合計
211人	18人	37人	70人	29人	4人	369人

③福祉施設利用者の一般就労への移行

障がい者の福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、一般就労に移行する人の数を見込みます。

目標値の設定にあたっては、国の指針に基づいて、平成 23 年度中に福祉施設から一般就労へ移行する人を現在の 4 倍以上にすることとされており、秋田県では公共職業安定所等との連携により目標値が示されております。

秋田県障害福祉計画の数値目標（就労の場の確保）

目標事項	目標内容	平成 17 年	平成 23 年
福祉施設利用者の一般就労への移行	福祉施設利用者の 4 倍	一般就労移行者数 23 人	一般就労移行者数 92 人
福祉施設利用者の就労移行支援事業の利用	福祉施設利用者の 2 割 ※平成 17 年度福祉施設利用者数 3,837 人		就労移行支援利用者数 767 人

7

分野別方策と見込量

①訪問系サービスの充実

サービス実績と方策

◆居宅介護

居宅において、入浴・排泄・食事等の介護を提供します。

サービスの利用状況をみると、年々時間数は増えてきており、平成23年10月の利用者は17人、459時間となっています。障がい種別にみると、精神障がい者の利用が増加しております。

居宅での生活を支援し、地域で自立した生活が送れるように、医療機関や地域の民生委員など関係機関との連携により支援していきます。

◆重度訪問介護

重度の肢体不自由で、常時介護を必要とする障がい者に対して、入浴・排泄・食事の介護、外出時の移動中の介護等を総合的に提供します。

サービスの利用状況をみると、平成23年10月での利用者はおりませんが、今後利用者がでてくるものと思われます。

個々の生活実態や介護実態に合わせたサービス提供ができるように、事業者との調整を図ります。

◆重度障害者等包括支援

常時介護を必要とする障がい者等に対して、介護の必要度が著しく高い場合に居宅介護等を包括的に提供します。

平成23年度までは、サービスの利用実績はありません。

訪問系サービスの支給量と見込量

		平成21年	平成22年	平成23年	平成26年
居宅介護	実人員	14人	13人	17人	
	支給量	384時間	365時間	459時間	
	見込量			1,058時間	570時間
重度訪問介護	実人員	0人	0人	0人	
	支給量		0時間	0時間	
	見込量		0時間	0時間	70時間
重度障がい者包括支援	支給量		0時間	0時間	
	見込量		0時間	240時間	240時間

居宅介護の障がい種別利用状況の推移

障がい種別	利用者数		
	平成21年	平成22年	平成23年
身体障がい者	7人	12人	13人
知的障がい者	2人	3人	2人
児童	3人	2人	2人
精神障がい者	8人	8人	9人
計	20人	25人	26人

◆同行援護

平成23年10月の障害者自立支援法の改正により、移動に著しい困難を有する場合外出時において、当該障がい者に同行し、移動に必要なサービスの提供が始まりました。

今後、利用者があるものと思われます。

同行援護の見込量

		平成23年	平成26年
同行援護	実績	0人	
	見込量		2人

②日中活動系サービスの充実

サービス実績と方策

日中活動系サービスは、施設入所者や在宅で暮らす障がい者の昼間の活動を支援するサービスであり、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護、児童デイサービス、短期入所等の各サービスがあります。

また、平成26年の見込量は、旧法障がい者支援施設利用者や退院可能な精神障がい者が新体系のサービスに移行した後の分も見込んでいます。

◆生活介護

日中、障がい者支援施設等において、食事や入浴、排泄の介護、創作的活動または生産活動の機会を提供します。

利用対象者は、常時介護が必要な方で、障害程度区分が3（施設入所は障害程度区分4）以上、また50歳以上の障がい者の場合、障害程度区分2（施設入所は障害程度区分3）以上の方となっています。

サービスの利用状況を見ると、平成23年10月では87人であり、通所による生活介護が25人、入所による生活介護が62人です。見込量よりは若干上回っていますが、移行後には人数の増加が見込まれます。

生活介護の実績と見込量

		平成21年	平成22年	平成23年	平成26年
生活介護	実績	54人	58人	87人	
	見込量			80人	115人

◆自立訓練

自立した日常生活や社会生活を営むことができるように、施設で一定期間、身体機能や生活能力の向上のための訓練を提供するもので、機能訓練と生活訓練があります。

訓練を実施することと合わせ、日常生活上の相談支援、関係サービス機関との連絡調整を通じて、地域生活への移行を支援します。

ア) 自立訓練（機能訓練）

機能訓練は身体障がい者を対象とし、理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや歩行訓練等、身体機能の維持・回復などを行うものです。

サービスの利用状況をみると、平成23年10月の利用者は1人で、見込量を下廻っており、平成26年度の見込量を4人から3人に修正しました。利用者は、秋田県身体障害者更生訓練センターを利用しています。

自立訓練（機能訓練）の実績と見込量

		平成21年	平成22年	平成23年	平成26年
自立訓練 (機能訓練)	実績	4人	2人	1人	
	見込量			4人	3人

イ) 自立訓練（生活訓練）

生活訓練は、知的障がい者と精神障がい者を対象とし、食事や家事等の日常生活能力の維持・向上のための支援などを行うものです。

サービスの利用状況をみると、平成23年10月の利用者は3人で、見込量よりは大幅に下廻っています。生活訓練施設ニコニコ寮やつくし苑を利用しています。

自立訓練（生活訓練）の実績と見込量

		平成21年	平成22年	平成23年	平成26年
自立訓練 (生活訓練)	実績	2人	3人	3人	
	見込量			32人	5人

◆就労移行支援

一般就労を希望する障がい者に対して、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のために生産活動等の必要な訓練を行うものです。

サービスの利用状況をみると、平成23年10月の利用者は1人で、見込量よりは若干下回っています。げんきハウスやウェルビューいずみ等を利用しています。

就労移行支援の実績と見込量

		平成21年	平成22年	平成23年	平成26年
就労移行支援	実績	4人	7人	1人	
	見込量			7人	3人

◆就労継続支援

一般企業等で就労が困難な人に対して、就労や生産活動の機会を提供することによって、その知識や能力の向上を図る訓練を行うものであり、この事業には、A型（雇用型）とB型（非雇用型）の2つがあります。

ア) 就労継続支援A型

一般企業等で就労が困難な人に対して、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行うものです。

サービスの利用状況をみると、平成23年10月の利用者は身体障がい者が1人で、秋田ワークセンターを利用しています。

就労継続支援A型の実績と見込量

		平成21年	平成22年	平成23年	平成26年
就労継続支援A型	実績	1人	1人	1人	
	見込量			4人	4人

イ) 就労継続支援B型

年齢や体力の面で一般企業への就労が困難な人に対して、就労や生産活動の場を提供することによって、その知識や能力の向上を図る訓練等を行うものです。

サービスの利用状況をみると、平成23年10月の利用者は52人で、見込量を若干下回っています。障がい種別では、身体障がい者2人、知的障がい者10人、精神障がい者40人が利用しています。南秋つくし苑やげんきハウス、クローバー等を利用しています。

就労継続支援B型の実績と見込量

		平成21年	平成22年	平成23年	平成26年
就労継続支援B型	実績	48人	48人	52人	
	見込量		17人	55人	75人

◆療養介護

医療の必要な障がい者で、かつ常に介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、医学的管理下における介護、日常生活上の世話等を提供します。

平成23年10月の利用者は2人で見込量通りになっております。利用者の2人は、国立病院機構あきた病院に入所しています。

療養介護の実績と見込量

		平成21年	平成22年	平成23年	平成26年
療 養 介 護	実 績	2人	2人	2人	
	見 込 量			2人	5人

◆短期入所

居宅で介護をする人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め食事や入浴、排泄等の介護を提供します。

サービスの利用状況をみると、平成23年10月の利用者は5人です。短期入所は、在宅での生活を維持するうえで、緊急時の際の利用として定着してきており、今後も必要性が増してくるサービスです。支給決定者は平成23年度で32人となっており、年々増加傾向にあります。

障がい者支援施設が新規事業として短期入所できる取り組みをしたため、受け入れ可能施設が増えました。

短期入所の実績と見込量

		平成21年	平成22年	平成23年	平成26年
短 期 入 所	決 定 者	23人	25人	32人	
	実 績	2人	3人	5人	
	見 込 量				10人

③ 居住系サービスの充実

サービス実績と方策

居住系サービスは、入所施設等で夜間や休日、住まいの場におけるサービスを提供するもので、共同生活援助、共同生活介護、施設入所支援等があります。

入所施設でのサービスは、サービス（日中活動）と夜間のサービス（居住支援）に分かれています。

また、平成 26 年度の見込量は、旧法障がい者支援施設利用者や退院可能な精神障がい者が新体系後に移行したことを見込んでいます。さらに、国の指針により地域移行が推進され、グループホーム等の整備により、平成 26 年度末の施設入所者数は減ると見込んでいます。

◆ 共同生活援助（グループホーム）

夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を提供します。

利用対象者は、就労または就労継続支援等の日中活動を利用している身体・知的・精神障がい者であって、地域において日常生活上の援助を必要とする人です。

平成 23 年 10 月の利用者は 22 人で見込量を下回っており、障がい種別では知的障がい者 7 人、精神障がい者 15 人です。

◆ 共同生活介護（ケアホーム）

夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴・排泄・食事等の介護を提供します。

利用対象者は、生活介護や就労継続支援等の日中活動を利用している身体・知的・精神障がい者であって、食事や入浴等の介護など日常生活上の支援を必要とし、障害程度区分 2 以上の人です。

平成 23 年 10 月の利用者は 5 人で見込量を上回っており、平成 26 年度の見込量を 8 人にしました。

共同生活援助と共同生活介護の実績と見込量

		平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 26 年
共同生活援助	実績	19 人	19 人	22 人	
	見込量			35 人	29 人
共同生活介護	実績	3 人	4 人	5 人	
	見込量			3 人	8 人

◆施設入所支援

施設に入所している障がい者に対して、夜間や休日に入浴・排泄・食事等の介護等を提供します。

主な利用対象者は、生活介護利用者のうち、障害程度区分が4（50歳以上は障害程度区分3）以上の方となっています。

平成23年10月の利用者は65人で見込量を若干下回っています。平成23年度で新体系へ移行することから、旧法での見込みはなくなります。

施設入所支援・旧体系の実績と見込量

		平成21年	平成22年	平成23年	平成26年
施設入所支援	実績	49人	41人	65人	
	見込量	0人	32人	71人	56人
旧法施設	実績	40人	40人	14人	
	見込量			2人	0人

④地域生活支援の充実（障がいに関する事業）

地域生活支援事業は、障がい者が地域において自立した生活を送ることができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じて市町村が柔軟に対応する事業です。

◎必須事業

- ア) 相談支援事業
- イ) コミュニケーション支援事業
- ウ) 日常生活用具給付等事業
- エ) 移動支援事業
- オ) 地域活動支援センター機能強化事業

◎その他の事業（選択事業）

- カ) 福祉ホーム事業
- キ) 訪問入浴サービス事業
- ク) 更生訓練費給付事業
- ケ) 福祉機器リサイクル事業
- コ) 日中一時支援事業
- サ) 自動車運転免許取得・改造助成事業
- シ) 視覚障害者用電子白杖購入費助成事業
- ス) 難聴児補聴器購入助成事業

◎相談支援事業

障がい児・者とその保護者・介護者からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行うとともに、関係機関との連絡調整や障がい者の権利擁護のための支援を行う事業です。

市では、身体・知的・精神・発達障がいの4障がいにおいて、生活全般についての相談や情報提供を行うために、相談支援専門員が設置されている指定相談支援事業所に委託しています。

- ・ほほえみ相談支援事業所（市社会福祉協議会）
→主として、身体障がい・知的障がい
- ・指定相談支援事業所クローバー（医療法人久盛会）
→主として、精神障がい
- ・大日寮指定相談支援事業所（社会福祉法人山本更生会）
→主として、知的障がい
- ・南秋つくし苑（社会福祉法人南秋福祉会）
→主として、知的障がい

平成26年度までの相談支援事業所数の見込量4ヶ所を5ヶ所に修正しました。

また、今後とも専門的な相談に対応できる相談支援事業所を確保するとともに、市と相談支援事業所との連携を強化していきます。

相談支援事業の実績と見込量（委託事業所数）

		平成21年	平成22年	平成26年
相談支援事業所	実績	3ヶ所	4ヶ所	
	見込量		4ヶ所	5ヶ所

◎コミュニケーション支援事業

聴覚障がい者等に手話通訳者や要約筆記者を派遣し、意思疎通を円滑に図る事業で、利用料は無料です。

平成22年度の手話通訳者等派遣延件数は62件で、実利用者は19人です。なお、障がいの状態に応じて、要約筆記者の派遣も随時行っています。

手話通訳者等の派遣については、秋田地域振興局や秋田県身体障害者協会、秋田県聴力障害者協会の協力を得て連携をとりながら実施していきます。また、手話通訳者の福祉事務所設置についても検討を進めていきます。

コミュニケーション支援事業の実績と見込量（実利用者数）

		平成21年	平成22年	平成26年
手話通訳者派遣事業	実績	20人	19人	
	見込量			20人
手話通訳者設置事業	実績	0人	0人	
	見込量			3人

◎日常生活用具給付等事業

重度障がい者に対し、障がいの部位や程度により日常生活支援用具を給付または貸与する事業です。利用者の負担は原則1割であり、所得に応じて月額の上限額が設定されています。

【介護・訓練支援用具】	特殊寝台、移動用リフト等
【自立生活支援用具】	入浴補助用具、頭部保護帽等
【在宅療養等支援用具】	透析液加湿器、電気式たん吸引器等
【情報・意思疎通支援用具】	携帯用会話補助装置、盲人用時計等
【排泄管理支援用具】	ストーマ装具、紙おむつ等
【住宅改修費】	居宅生活動作補助用具

今後も障がいのある人に必要とする情報を提供し、日常生活用具を必要とする人へ適切に給付または貸与するよう努めます。

日常生活用具給付等事業の実績と見込量（年給付実人員）

		平成21年	平成22年	平成26年
日常生活用具給付等事業	実績	69人	77人	
	見込量			65人

◎移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者に対して、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動などの社会参加のための外出の際に移動を支援する事業です。

利用者は所得に応じて月額の上限額が設定されています。

平成22年度の利用実績はありませんでしたが、今後も移動支援事業の必要量を的確に把握し、必要とする人に適切にサービスを提供できるように努めます。

移動支援事業の実績と見込み量（実利用者数）

		平成21年	平成22年	平成26年
移動支援事業	実績	1人	0人	
	見込み量			2人

◎地域活動支援センター機能強化事業

地域活動支援センターにおいて、障がいのある人の日中の活動の場として、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流促進等を図る事業です。

市では、主として精神障がい者を対象とした地域活動支援センターとして、「クローバー（秋田市飯島）」「NPO よつば（五城目町）」「NPO 男鹿あゆみの会（男鹿市）」の3ヶ所に委託していますが、平成24年度から花輪ふくし会へも委託の予定をしております。

平成23年10月は7人が各センターへ通所しており、地域において就労が困難な障がい者の交流の場となっています。今後も日中活動系のサービスの利用状況や、障がいのある人たちの日中の活動の状況を把握しながら、支援していきます。

地域活動支援センターの実績と見込み量（委託事業所数）

		平成21年	平成22年	平成26年
地域活動支援センター	実績	3カ所	3カ所	
	見込み量			4カ所

◎福祉ホーム事業

家庭環境や住宅事情等の理由により、居宅において生活することが困難な障がい者に対し、低額な料金で住居を提供する事業です。

平成23年10月の利用者はいませんが、グループホーム・ケアホームと並んで、施設入所者・長期入院者の地域生活への移行における住居として重要です。

◎訪問入浴サービス事業

在宅の重度障がい者に対し、自宅に訪問して入浴サービスを提供する事業です。市社会福祉協議会等に委託しており、平成 23 年 10 月の利用者は 1 人です。

訪問入浴サービスの実績と見込量（実利用者数）

		平成 21 年	平成 22 年	平成 26 年
訪問入浴サービス	実績	2 人	1 人	
	見込量			3 人

◎更生訓練費給付事業

就労移行支援事業や自立訓練事業を利用している入所者や通所者を対象に、訓練や通所のための経費として支給し、社会復帰の促進を図る事業です。

更生訓練費給付の実績と見込量（実利用者数）

		平成 21 年	平成 22 年	平成 26 年
更生訓練費給付事業	実績	3 人	2 人	
	見込量			3 人

◎福祉機器リサイクル事業

不用になった車いすや特殊ベッドなどの福祉機器の寄贈を受け、修理したものを常時保管し、短期間利用を希望する在宅の障がい者等に貸与する事業です。市社会福祉協議会に委託しており、希望する障がい者に無料で貸与しています。

福祉機器リサイクル事業の実績と見込量（委託事業所数）

		平成 21 年	平成 22 年	平成 26 年
福祉機器リサイクル事業	実績	1 力所	1 力所	
	見込量	1 力所	1 力所	1 力所

◎日中一時支援事業

障がい者等の日中における活動の場を確保し、家族の就労支援および介護している家族が一時的に休息をとれるよう支援する事業です。また、特別支援学校に通学している障がい児の下校後の活動の場を確保するための従来の放課後支援事業も含まれています。

平成23年10月の利用者は36人で、放課後支援としては22人の児童が、玉の池荘とげんきハウスの2つの事業所を利用しています。

在宅の障がい児・者を介護している家族の一時的な休息を支援するためにも、継続して実施していきます。

日中一時支援事業の実績と見込み量（実利用者数）

		平成21年	平成22年	平成26年
日中一時支援事業	実績	19人	16人	
	見込み量			25人

◎自動車運転免許取得・改造助成事業

自動車運転免許を取得した場合や、障がい者自ら使用する自動車の改造に要した経費の一部を助成し、就労や社会参加活動を支援する事業です。平成22年度の申請はありませんでしたが、平成23年度は1件あり、引き続き予算措置をしていきます。（10万円を限度として助成しています。）

自動車運転免許取得・改造助成事業の実績と見込み量（年件数）

		平成21年	平成22年	平成26年
自動車免許取得・改造助成事業	実績	0件	1件	
	見込み量	2件	2件	2件

◎視覚障害者用電子白杖購入費助成事業

平成23年度から、視覚障がい者用に開発された電子白杖の購入に対して、県及び市が2/3を補助する事業を開始しました。（センサー搭載により障がい物を感知することができる。）平成23年度は申請がありませんでしたが、視覚障がい者の日常生活の向上が期待されます。

◎難聴児補聴器購入助成事業

障害者手帳に該当しない聴覚障がい児において、18歳に達した最初の3月31日までの児童・生徒に対して、補聴器購入の助成事業を開始しました。県及び市が2/3を補助し、補聴器を付けることにより、日常生活及びコミュニケーション能力の向上が期待されます。（県補助に関しては一部市の要綱と異なります。）

資料編

用語説明

あ行

アスペルガー症候群

自閉症スペクトラムのひとつで、知的障害やことばの遅れは見られないものの、人とのコミュニケーションがとりにくい、社会性の欠如、イメージする力の弱さなどの傾向が見られる。

ALS (筋萎縮性側索硬化症)

Amyotrophic Lateral Sclerosis の略。筋萎縮と筋力低下が特徴的な病気で、原因は不明。筋萎縮が徐々に全身に広がり、歩行困難、言語障害、嚥下障害、呼吸障害などに及ぶ。

ADHD (注意欠陥／多動性障害)

Attention Deficit Hyperactivity Disorder の略。発達障害の一種で、脳の神経伝達物質の活動の問題が原因となる。後天的になるものではなく、先天的なものであり、①集中力がない、②不注意、③衝動的、④1つのことを最後まで完成できない、⑤じっとしてられないなどが挙げられるが、症状は、個人的にも異なる。

SST

Social Skills Training の略で、「生活技能訓練」「社会生活技能訓練」などと呼ばれる。主に精神障害者が様々な社会的ストレスに対処し、社会的役割を果たすよう生活技能を高めるリハビリテーションのひとつ。小児分野では「社会的スキル訓練」とも呼ばれる。

NPO (非営利民間組織)

Non Profit Organization の略。継続的・自発的に社会貢献活動を行う非営利の民間組織(団体)の総称。そのうち、「特定非営利活動促進法(NPO法)」に基づいて法人格を取得した団体をNPO法人という。

LD (学習障害)

Learning Disabilities の略。知的発達に遅れはないものの、聞く、話す、読む、書く、計算

する、推論するうち、特定領域の習得や使用が著しく困難であるという特徴を持つ。

か行

介護保険制度

平成12年4月に施行された日常生活に支障が生じた方に介護サービスの支給を行う制度。本人や家族のニーズに沿って多様なサービスを選択し利用できる。

虐待防止

「虐待」とは立場の弱い者にとって不適切あるいは不当な扱いを受けること。児童・高齢者・障害者などに対する肉体的、精神的な虐待、保護者・介助者などの怠慢や拒否(ネグレクト)、健康状態を損なう放置、などをいう。これらを防止・根絶するために、児童虐待防止法、障害者虐待防止法、高齢者虐待防止法などが制定された。

ケアマネジメント

障害者やその家族などからの相談に応じて最適な援助ができるよう、保健・医療・福祉サービスなどが適切・効果的かつ計画的に利用されるよう調整・支援すること。

高次脳機能障害

病気や外傷などの原因により脳が損傷され、その後遺症として記憶、注意、判断、意思伝達、情緒といった高次の脳機能障害をきたす。

さ行

災害時要援護者支援制度

災害時などの際、高齢者や障害者など援護を必要な方が予め登録することで、地域の中で情報伝達、避難誘導などの支援を受けられるようにする制度。

自閉症（自閉症スペクトラム）

感覚器官を通して入ったことばや情報を処理する脳の各部位に何らかの問題があるといわれており、ことばの発達の遅れ、他者との社会関係を持ちにくい、行動や興味が特定のものに限られる、同じ動作を繰り返すなどの特徴が見られる。このうち、知的障害を伴わない場合を「高機能自閉症」という。

「スペクトラム」とは連続体という意味であり、「自閉症スペクトラム」とは、典型的な自閉症からアスペルガー症候群、重度の知的障害を伴う例から知的の遅れがない例まで、連続した一続きのものともみなす。また、前記の障害のどの定義も厳密には満たさない周辺領域の人達も加えた比較的広い概念で、社会性・コミュニケーション・想像力の3領域に障害があることで定義される。

自立支援医療

通院による治療を受ける際、保険適用後の自己負担分の一部を公費で負担する制度。障害者自立支援法の施行により平成18年4月より一本化された。更生医療、育成医療、精神通院の3つがある。

社会福祉協議会

社会福祉法に定められた、公共性・公益性の高い民間非営利団体であり、様々な問題を地域社会で力を合わせて解決する地域福祉活動を推進することを目指している。

社会福祉法

社会福祉を目的とする事業の全分野における共通の基本事項を定め、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域福祉の推進を図り、社会福祉の増進に資することを目的とする法律。

障害者基本法

障害者の自立及び社会参加支援等のため、基本的理念、国・地方公共団体等の責務、施策の基本的事項を定めるとともに、施策を総合的かつ計画的に推進し、障害者の福祉を増進することを目的とする法律。平成23年に障害の定義などが改定された。

障害者虐待防止法

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成23年6月17日成立、平成24年10月1日施行）

主な内容は、障害者虐待を定義（1 養護者、2 障害者福祉施設従事者等、3 使用者による障害者虐待）するとともに、障害者の虐待禁止規定、障害者虐待の早期発見の努力義務規定を置き、障害者虐待防止等に係る具体的スキームを定める。なお、虐待防止スキームは、家庭の障害児には児童虐待防止法を、施設入所等障害者には施設等の種類（障害者施設等、児童養護施設等、養介護施設等）に応じてこの法律、児童福祉法または高齢者虐待防止法を、家庭の高齢障害者にはこの法律及び高齢者虐待防止法を、それぞれ適用する。

障害者週間

国民の間に広く障害者の福祉について関心と理解を深めるとともに、障害者が社会、経済、文化等あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めるため、平成16年6月に障害者基本法において12月3日から12月9日までの1週間と定められた。なお、国際連合の「障害者の権利宣言」採択（1975年）が障害者の日（12月9日）。

障害者自立支援法

障害者の地域生活と就労を進め、自立を支援する観点から、障害者基本法の基本的理念に則り、福祉サービスや公費負担医療等について共通の制度で一元化するとともに、地域生活支援や就労支援等を定め、安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目的とする法律。平成22年に改正された。

身体障害者手帳

身体障害者福祉法の別表に掲げる一定以上の障害がある人に対し、申請に基づいて障害程度を認定し、法に定める身体障害者であることの証票として都道府県知事が交付するもの。

精神障害者保健福祉手帳

精神障害者の社会復帰及び自立と社会参加の促進を目的として、精神疾患を有する者のうち、

精神障害のため、長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある者を対象として交付する手帳。

セルフヘルプ

本人による本人のための活動のことで、共通する課題を抱えた当事者やその家族たちが自発的に集い、相互に支援活動をするもの。

ソーシャル・インクルージョン

障害のある人もない人もお互いに尊重しながら、社会の一員として地域とともに生活する社会こそ当たり前の社会であるという、障害者福祉の根源の理念であるノーマライゼーションの考えとともに、障害の有無や種別に関係なく、その地域社会を構成するすべての人々を受け入れ、包み込んでいくという概念。

た行

地域作業所

法人格を持たない団体などによって障害者の働く場や生きがいの場として運営されている法定外の通所施設。

地域就労援助センター

障害のある方を対象に障害者就労に向けての企業開拓、就労を希望している障害者への就労支援、あるいは在職中の障害者が抱える課題に応じての就労定着支援などを行うため、各機関と協力して障害者の自立のための支援を行う。

地域包括支援センター

高齢者や家族の立場に立って在宅介護などに関する総合的な相談に応じるとともに、必要な保健、福祉サービスが受けられるように、行政やサービス提供事業者などとの連絡調整を行う機関。平成18年度からの介護保険法の改正で導入された。

特定疾患医療給付

いわゆる難病のうち国・県が指定した疾患(特定疾患)について、治療の確立と患者の負担軽減のため行われている医療給付。

特別支援教育

従来の特殊教育の対象の障害だけでなく、学習障害(LD)、注意欠陥・多動性障害(ADHD)、高機能自閉症を含めて障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けて、その一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行う。

な行

難病

①原因不明、治療方法未確立で、かつ後遺症を残すおそれが少なくない疾病。②経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護などに著しく人手を要するため家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病。として整理されている。難病の一部について、医療費の公費負担制度がある。

日常生活自立支援事業

自己決定能力が十分でない認知症高齢者や知的障害者の方が、権利を侵害されたり不利益を被ったりすることのないよう、その権利擁護や権利行使に関する専門的な相談・援助を行う事業。

ノーマライゼーション

障害者を特別視するのではなく、障害のある人もない人も誰もが個人の尊厳が重んじられ、地域の中で同じように生活を営める社会が通常(ノーマル)の社会であるとする考え方。

ノンステップバス

車両の一部あるいは全体について、床の高さを下げ、床面までのステップをなくしたバス。歩道のかさ上げにより、ほぼ平面移動でバスに乗降可能となる。

は行

パブリックコメント

「意見公募」と言い換えることができる。行政機関が政策の立案などを行おうとする際にその案を公表し、これに対して広く市民から意見

を募る方法。

バリアフリー

障害のある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味。もとは物理的な障壁の除去という意味合いが強かったが、より広く障害者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な障壁の除去という意味で用いられるようになっていく。

バリアフリー新法

「高齢者、身体障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の略称。高齢者・障害者・妊産婦などの移動や公共施設などの利用にあたり、利便性・安全性を向上させるために、公共交通機関、施設、広場・通路などのバリアフリー化を一体的に推進することを定めた法律。

平成12年に制定後、平成18年に同法とハートビル法（「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」の略称）を統合した「バリアフリー新法」が施行された。

ピアカウンセリング

障害者が自らの体験に基づいて、同じ障害がある方の相談に応じ問題解決を図ること。障害者から相談を受ける人のことをピアカウンセラーという。ピアとは「同士（仲間）」との意。

ボランティア

ボランティア活動に携わる人。ボランティア活動は、自主性、無償性、公益性などに基づく活動のこと。近年は有償ボランティアもある。

ま行

民生委員児童委員

地域住民の福祉の向上を目的に厚生労働大臣の委嘱を受けている。社会福祉の精神により地域住民の立場にたった相談・支援や福祉サービスの情報提供のほか、福祉事務所などの行政機関への協力、地域児童の健全育成などの活動を行っている。

や行

ユニバーサルデザイン

身の回りの品物から住宅、建物、都市空間のデザインまで、すべての人が使いやすいように考慮してつくられた汎用性のある商品、環境、情報の構築実現をめざしたもの。

ら行

リハビリテーション

障害者の身体的、精神的、社会的な適応能力回復のための技術的訓練プログラムにとどまらず、障害者のライフステージのすべてにおいて人間本来の生き方の回復、獲得を目指す障害者施策の理念。また、機能回復などの治療や訓練といった意味ももつ。

療育手帳

知的障害者に対して一貫した指導・相談を行うとともに、各種の援護措置を受けやすくするために、一定以上の障害がある人に対し、申請に基づいて障害程度を判定し、県知事が交付するもの。



KATAGAMI